

## 2 健康福祉部所管（4）〔健康局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
骨髄等移植ドナー助成事業	県内市町が、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等という。」）を提供するドナーが提供に要した日数に対して助成する事業を補助することにより、骨髄等移植に係る経済的・心理的負担の軽減を図り、移植事業の円滑な推進を図る。	骨髄等提供に要した日数（上限10日）×2万円か、市町の補助した額のいずれか低い額		1/2	1/2		×	健康福祉部補助金交付要綱	業務課	—	衛生費・保健衛生費	經常一般
公衆浴場施設整備資金利子補給補助金	日本政策金融公庫から貸付を受けた一般貸付（特別利率のみ）、災害貸付け及び生活衛生関係営業経営改善特別貸付の利子補給事業	利子補給金交付要綱による年利率4%を上限に補助。1%超分を対象とする。 1施設対象借入限度額45,000千円		1/2	1/2		×	健康福祉部補助金交付要綱	生活衛生課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	1.牛海綿状脳症（BSE）検査に必要な検査キットを購入するために必要な備品購入費	1.①検査キット（冷蔵品） 198千円×厚生労働大臣が必要と認めた員数 ②検査キット（常温品） 66千円×厚生労働大臣が必要と認めた員数 ③採材用シリンダー 16,500円×厚生労働大臣が必要と認めた員数	10/10				○	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	生活衛生課	（と畜場整備事業債）	衛生費・保健衛生費	臨時特定
	2.その他設備費（食肉衛生検査所、市場食肉衛生検査所）	2.厚生労働大臣が必要と認めた額	1/3	2/3								
兵庫県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分）	新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関等の従事者に対する慰労金の交付	令和2年3月1日から同年6月30日までの期間中、感染症対策に一定の役割を担い、10日以上勤務していた者で、県の区域内に所在する医療機関等において医療に係る業務に従事していた者等	10/10				△	兵庫県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業に係る慰労金交付要綱	医療課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定  —
新型コロナウイルス入院医療機関支援事業	新型コロナウイルス感染症及び疑似症患者の入院受入れに伴う医療機関の運営費	新型コロナウイルス感染症及び疑似症患者に対して入院治療を行う医療機関	10/10				△	令和2年度兵庫県健康福祉部補助金交付要綱	医療課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
新型コロナウイルス感染症包括支援事業（児童福祉施設等）	乳児家庭全戸訪問事業を行うにあたって、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行う。	乳児家庭全戸訪問事業を行う市町。1市町当たり500千円を上限とする。	10/10				△	令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱 令和3年度健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課		民生費・社会福祉費	一般
新型コロナウイルス感染症包括支援事業（児童福祉施設等）	養育支援訪問事業を行うにあたって、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行う。	養育支援訪問事業を行う市町。1市町当たり500千円を上限とする。	10/10				△	令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱 令和3年度健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課		民生費・社会福祉費	一般
新型コロナウイルス感染症包括支援事業（児童福祉施設等）	産後ケア事業を行うにあたって、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行う。	産後ケア事業を行う市町。1施設当たり500千円を上限とする。	10/10				△	令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱 令和3年度健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課		民生費・社会福祉費	一般

## 2 健康福祉部所管（４）〔健康局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	帰国者・接触者相談センターなど新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図る	基準額を対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とする選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額を交付額とする。	10/10				△	令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱 令和3年度健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
自宅待機者に対するフォローアップ体制の強化	新型コロナウイルス感染症患者等の自宅待機（療養）者に対する健康管理を行うことにより、公衆衛生の向上を図る	基準額を対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とする選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額を交付額とする。	10/10				△	令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱 令和3年度健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
兵庫県特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療は治療費が高額であり、その経済的負担が重いため、十分な治療を受けることができず子どもを産むことを諦めざるを得ない夫婦も少なくないことから、その経済的負担の軽減を図る	基準額を対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とする選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額を交付額とする。	1/2		1/2		△	令和3年度健康福祉部補助金交付要綱 令和3年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱	健康増進課	—	衛生費・保健衛生費	経常特定
骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業	骨髄移植等により、獲得していた免疫が低下若しくは消失した者の予防接種（再接種）費用を助成する。	再接種に対する助成事業を実施するために市町が要した経費		1/2	1/2		×	令和3年度兵庫県骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱	感染症対策課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
新型コロナウイルス感染症対策専門家派遣等事業	感染症専門家の派遣等に対する補助		10/10 ※政令市				△	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱	感染症対策課			臨時特定
新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者外来等設備整備事業	新型コロナウイルスの疑い例を診察する帰国者・接触者外来等の設備整備に対する補助		10/10 ※政令市				△	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱	感染症対策課			臨時特定
感染症検査機関設備整備補助事業	地方衛生研究所等における検査機器導入を支援		10/10 ※政令市				△	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱	感染症対策課			臨時特定
感染症予防事業費等国庫負担（補助）金	感染症対策特別促進事業（新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種に係る予防接種記録システム改修事業）	事業ごとに算出する基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定。その額と、総事業費から寄附金等の収入額を控除した額を比較し、少ない方の額に補助率を乗じて得た額。	2/3		1/3		○	・感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種に係る自治体予防接種台帳システム改修事業実施要綱	感染症対策課	—	衛生費・保健衛生費	経常特定
感染症予防事業費等国庫負担（補助）金	予防接種法に基づく定期接種（ロタウイルスワクチン）に係るマイナンバー情報連携体制整備事業	事業ごとに算出する基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定。その額と、総事業費から寄附金等の収入額を控除した額を比較し、少ない方の額に補助率を乗じて得た額。	2/3		1/3		○	・感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱 ・予防接種法に基づく定期接種（ロタウイルスワクチン）に係るマイナンバー情報連携体制整備事業	感染症対策課	—	衛生費・保健衛生費	経常特定
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金	市町が実施する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に要する経費を補助する。	基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定とする。選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。	10/10				○	令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱	ワクチン対策課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定

## 2 健康福祉部所管（4）〔健康局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	市町が支弁する新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用を負担する。	基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定とする。選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。	10/10				○	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付要綱	ワクチン対策課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	市町が行う健康被害の救済措置による給付を行う事業に要する経費を負担する。	基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定とする。選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。	10/10				○	令和3年度新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金交付要綱	ワクチン対策課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業	時間外・休日にワクチン接種を行う集団接種会場へ医療従事者を派遣するために必要な経費を支援	基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定とする。選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。	10/10				△	令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱	ワクチン対策課	—	衛生費・公衆衛生費	臨時特定